

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ:市が出資する公益財団法人(8 法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2 法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果 II 各論 II-4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
（カ）市における未収金の催告等について【医療政策課】（報告書 P140） 市は、未収金について督促状を発送した後、催告等を行っていない。しかし、督促後、相当期間経過してもなお履行しない者については、徴収停止や履行延期の特約等の措置をとらないのであれば、訴訟提起等により履行を請求しなければならない（地方自治法施行令 171 条の 2）。 【結果（指摘）】 住所不明者や金額が少額の者については、徴収停止の措置（地方自治法施行令第 171 条の 5 第 2 号、同第 3 号）を、生活困窮者については免除（千葉市休日救急診療所条例第 7 条）を行い、法令を遵守した債権管理を徹底されたい。	休日救急診療所使用料債権については、令和 6 年 2 月 15 日付けで催告手続を実施した。また、債権額が少額である者については、地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号に基づき徴収停止を行い、その後 1 年以上経過しても履行が見込まれない場合、債権放棄の手続（千葉市債権管理条例第 7 条第 5 号該当）を行った。 消滅時効に係る時効期間が満了し、回収の見込みもない債権（住所不明者を含む。）については、債権放棄の手続（同条第 1 号該当）を行った。 なお、生活困窮者については、債務者から減免の申請があった場合、千葉市休日救急診療所条例等に規定する減免要件に該当するかどうかを個別に判断し、該当する場合は減免を行うこととしている。